

一般社団法人事業開発経営協会 会員規則

第1条（目的）

本規則は、事業開発経営協会（以下、本会という。）定款第3章の会員に関する事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の種別）

本会の会員の種別は、以下の通りとする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同する個人
- (2) 法人会員：本会の目的に賛同する法人（団体）

第3条（入会）

入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

2. 入会申込書を受理された者は、所定の会費を納入するものとする。
3. 事務局が入会希望者からの会費の納入を確認し承諾した時点をもって、入会成立とする。

第4条（会費）

会員は、本会の事業年度（4月～翌3月）の年度末までに会費を納入するものとする。

2. 会費は、次の通りとする。ただし、1月1日以降の入会については次年度の年会費に充当する。

	会費（年度）	備考
個人会員	10,000 円	
法人会員	100,000 円	1 アカウントにつき 15 名まで

第5条（会員の権利）

会員は、以下のサービスを受けることができる。

- (1) 企業・事業紹介
- (2) 全国の企業および技術のニーズ・シーズ情報の享受
- (3) 開発ワンストップ窓口の利用
- (4) ネットワーク会への参加
- (5) コミュニティー誌などによる情報の享受
- (6) 各種セミナーや講座などの参加費の割引

第6条（会員の義務）

会員は、この法人の活動に対して協力するものとする。

2. 会員は、本規則を順守しなければならない。
3. 会員は、登録事項に変更を生じた場合には速やかに届け出るものとする。

第7条（退会）

会員は、所定の手続きによって退会することができる。

2. 退会に際して、納付済みの会費は返還されない。
3. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものと見なすことができる。
 - (1) 会費を滞納したとき
 - (2) 会員が死亡したとき
 - (3) 会員が、長時間にわたりサービスの利用がなく、また連絡が取れないなどにより、本会の担当理事が退会したものと見なすのが適切であると判断するとき

第8条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本会の目的に背反する行為があったとき
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき
- (3) 本会の運営に支障を及ぼす不都合な行為があったとき

第9条（改正）

この会則の改正は、社員総会での承認を得なければならない。

付則 本規則は2018年4月1日から施行する。